

正しい土佐犬普及のため次のことに留意しなくてはならない。

- 一. 土佐犬を飼育する者は、狂犬病、予防注射（年一回）は絶対にすること。蓄犬飼育に関わる各県市町村単位の衛生法などそれら基づく届け出に積極的に対応する
- 一. 土佐犬の管理に万全を期するために放し飼い、放し運動は絶対にしないこと。雑踏の場所での運動は避けるか犬に口輪をかける。
- 一. 排水完備な場所を選び衛生的な飼育環境を心掛け、愛情深く飼育するものとする。不要の事故を回避するため鉄骨若しくはフェンスなど堅固に飼育室で飼育するものとする。また施設管理を徹底する。
- 一. 引き余すような犬は連れて歩かぬこと。飼育者は自らの体力に合致した体格の犬を選択し、また日頃から飼育者の指示に従うよう訓練すると共に飼育者もその技術を習得するよう心掛けるものとする。
- 一. 土佐犬の犬舎は必ず飼育者、家族の者の目に届く場所に設置し、異常に容易に気付く場所を選択するよう心掛ける。
- 一. 万一事故にあった場合は誠意を持って解決に心掛け、事故原因を追求し反省点を今後に活かすものとする。またその詳細は各ブロック責任者を通じ報告し、反省点を全会員へ反映せしめるようするものとする。
- 一. 全友連の会員は土佐犬の健康、衛生面に留意し安全的な飼育室も設け、愛情深く信頼関係が育成されるよう飼育するものとする。
また自己の飼育技術を先輩諸氏との意見交換などで磨き上げ、土佐犬の素晴らしい能力を引き出すよう心掛けるものとする。
- 一. 全友連会員は、交配や繁殖にあたり、なるべく人に従順な系統を優先し不要の事故を未然に防ぐよう心掛けるものとする。